

【参考資料 1】 自転車利用を認める条件等詳細について

① 保険に加入していること

今までは学校の部活動を含めて、学校の管理下における活動中の事故等の場合「日本スポーツ振興センター」による給付の対象でしたが、学校の管理下外の地域クラブでの活動は給付の対象ではなくなります。各クラブにおいて、活動を補償する保険に加入する必要があります。また、自転車事故に備えるための自転車保険（個人賠償責任の補償があるもの）についても万が一に備えて各家庭で必ず加入をしてください。

② 生徒本人、保護者、クラブ責任者が「責任の範囲」等を理解していること

＜地域クラブの活動における保険の補償範囲例＞

上田市の多くのクラブが加入している「公益財団法人スポーツ安全協会」の「スポーツ安全保険」を参考に、補償の範囲を表にしました。

	登校	授業	移動	クラブ活動	帰宅
学校の保険 (日本スポーツ振興センター)	○	○	×	×	×
クラブの保険 (スポーツ安全保険等)	×	×	○	○	○

・ 活動内容によって保険の補償の範囲が変わりますので、確認ください。

③ 交通法規を理解し、遵守すること

自転車は便利な乗り物ですが、自転車の乗り方についてはルールがあります。各学校における安全教室等で基本的なルールについて必ず確認してください。参考資料に長野県警察本部交通企画課の「自転車のルールブック」のQRコードを載せます。



「自転車のルールブック」

④ 自転車乗車時のヘルメット着用及び定期的な自転車点検を徹底すること

自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用し、あごひもを締めましょう。ヘルメットはメーカーが保証する期間内のものを推奨します。また、ブレーキやライトなどの点検も定期的に行ってください。

⑤ 中学校が定める自転車利用時のルールやマナーを遵守すること

各学校では、自転車通学生徒のための決まりがあります。地域クラブでの自転車利用も学校が定めるルールに従ってください。